

第二十四回国会
衆議院

文教委員會會議錄第十二号

昭和三十一年三月六日(火曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 佐藤觀次郎君
理事 加藤 精三君 理事 高村 坂彦君
理事 坂田 道太君

出席委員

田中 久雄君 杉浦 武雄君
山口 好一君 伊瀬幸太郎君
河野 正君 木下 哲君
小牧 次生君 野原 覺君
平田 ヒデ君 小林 信一君

出席政府委員

調達庁次長 丸山 信君
文部政務次官 竹尾 式君
文部事務官(社 内藤響三郎君
会教育局長) 福田 繁君
文部事務官(調査局長) 高橋誠一郎君
文化財保護委員會委員長 岡田 孝平君
文部事務官(文 財保護委員會 化事務局長) 專門員 石井 昂君

委員外の出席者
総理事務官(調 達庁不動産部補 償第二課長) 佐藤 長治君
大蔵事務官 瀬戸山公一君
文部事務官(大臣 官房総務課長) 齋藤 正君
專門員 石井 昂君

三月五日

委員阿左美廣治君、小松幹君及び三 鍋義三君辭任につき、その補欠とし て加藤精三君、平田ヒデ君及び高津

正道君が議長の名で委員に選任さ れた。
同月六日
委員高津正道君辭任につき、その補 欠として伊瀬幸太郎君が議長の名 で委員に選任された。

同日
理事加藤精三君同月三日委員辭任に つき、その補欠として同君が理事に 當選した。

同日
理事鈴木義男君同月二日委員辭任に つき、その補欠として同君が理事に 當選した。

三月五日
市町村立学校職員給与負担法及び教 育公務員特例法の一部を改正する法 律案(平田ヒデ君外二名提出、衆法 第一〇号)
私立学校法の一部を改正する法律案 (河野正君外二名提出、衆法第一一 号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
理事の互選
万国著作権條約の實施に伴う著作権 法の特例に関する法律案(内閣提出 第七七号(予))
文教教育及び文化財保護に関する件

○佐藤委員長 これより會議を開きま す。
この際お諮りいたします。理事であ

りました加藤精三君及び鈴木義男君が 去る三日委員を辭任されましたが、再 びそれぞれ委員に選任されました。つ きましては、理事が二名欠員となりま したので、その補欠選挙を行わねばな りませんが、先例により委員長におい てその補欠を指名したいと存じま す。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○佐藤委員長 御異議なしと認め、加 藤精三君及び鈴木義男君を理事に指名 いたします。

○佐藤委員長 それではまず万国著作 権條約の實施に伴う著作権法の特例に 関する法律案を議題といたします。そ の提案理由の説明を求めます。竹尾政 務次官。

万国著作権條約の實施に伴う著作 権法の特例に関する法律案
万国著作権條約の實施に伴う著 作権法の特例に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、万国著作権条 約の實施に伴い、著作権法(明治 三十二年法律第三十九号)の特例 を定めることを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「万国条 約」とは、万国著作権條約をいう。
2 この法律において「発行」とは、 万国条約第六條に規定する発行を いう。
(著作物の保護期間の特例)

第三条 万国条約の締約国の国民の 発行されていない著作物又は万国 条約の締約国で最初に発行された 著作物で、万国条約第二條の規定 に基づいて著作権法による保護を受 けていないものが、その締約国の法 令により保護期間の満了によつて 保護を受けなくなつたときは、そ の著作物の保護期間は、著作権法 の規定にかかわらず、その締約国 の法令による保護期間の満了の日 までとする。

2 万国条約の締約国の国民の発行 されていない著作物又は万国条約 の締約国で最初に発行された著作 物で、その締約国の法令により保 護を受ける著作物の種類に属しな いものは、万国条約第二條の規定 に基づく著作権法による保護を受け ないものとする。

第四条 万国条約の締約国の国民の 著作物で非締約国で最初に発行さ れたものは、前條の規定の適用に ついては、その締約国で最初に発 行されたものとみなす。

2 二以上の万国条約の締約国で同 時に発行された著作物は、前條の 規定の適用については、最も短い 保護期間を許与する締約国で最初 に発行されたものとみなす。最初 の発行の日から三十日以内に二以 上の締約国で発行された著作物 は、これらの締約国で同時に発行 されたものとみなす。
(翻訳権に関する特例)

第五条 万国条約に基いて著作権法 による保護を受けている文書の最 初の発行の日の属する年の翌年か ら起算して七年を経過した時まで に、翻訳権を有する者又はその者 の許諾を得た者により、日本語 で、その文書の翻訳物が発行され ず、又は発行されたが絶版になつ ている場合においては、次の各号の 一に該当するときは、日本国民 は、政令の定めるところにより、 文部大臣の許可を受けて、日本語 でその文書の翻訳物を発行するこ とができる。ただし、その発行前 に、政令の定めるところにより、 文部大臣の認可を受けた公正なか つ国際慣行に合致した補償額の全 部又は一部を、翻訳権を有する者 に支払ひ、又はその者のために供 託しなければならぬ。

一 翻訳権を有する者に対し翻訳 し、かつ、その翻訳物を発行す ることの許諾を求めたが拒否さ れたとき。
二 相当な努力を払つたが翻訳権 を有する者と連絡することがで きなかつたとき。

2 前項第二号の場合においては、 同項の許可を申請した者は、原著 作物に発行者の氏名が掲げられて いるときはその発行者に対し、及 び翻訳権を有する者の国籍が判明 しているときはその翻訳権を有す る者が国籍を有する国の外交代表 若しくは領事代表又はその国の政

府が指定する機関に対して、申請書の写を送付し、かつ、これを送付した旨を文部大臣に届け出なければならぬ。

3 文部大臣は、前項の規定による申請書の写の送付の日から二箇月の期間が経過するまでは、第一項の許可をすることができない。

4 文部大臣は、第一項ただし書の認可をするには、著作権審議会に諮問しなければならない。

第六条 前条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る翻訳物を発行する権利を譲渡することができない。

第七條 第五條第一項の許可に係る翻訳物には、政令の定めるところにより、原著物の題号、原著作者の氏名及びその他の事項を掲げなければならない。

第八條 第五條第一項の許可に係る翻訳物は、政令で定める万国条約の締約国以外の国へは、輸出することができない。

(無国籍者及び亡命者)

第九條 無国籍者及び亡命者の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第一附属議定書の締約国に常時居住する無国籍者及び亡命者は、第三条から第五条までの規定の適用については、その締約国の国民とみなす。

(ベルヌ条約の保護を受ける著作物)

第十條 この法律は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国の一を同条約の規定に基づいて本国とする著作物については、

適用しない。

(日本国との平和条約第十二条の保護を受けている著作物)

第十一條 日本国との平和条約第二十五条に規定する連合国でこの法律の施行の際万国条約の締約国であるもの及びその国民は、この法律の施行の際日本国との平和条約第十二条の規定に基づく著作権法による保護を受けている著作物については、この法律の施行後も引き続き、その保護と同一の保護を受けるものとする。

(政令への委任)

第十二條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、万国条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過規定)

2 この法律(第十一条を除く)は、発行されていない著作物でこの法律の施行前に著作されたもの及び発行された著作物でこの法律の施行前に発行されたものについては、適用しない。

(著作権法の改正)

3 著作権法の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

著作権者其ノ著作物ヲ始メテ発行シタルトキハ著作権者又ハ著作物ノ発行者ハ一年以内ニ限り第一発行年月日ノ登録ヲ受クルコトヲ得

第三十五条に次の一項を加え

る。

第十五条第四項ノ規定ニ依リ第一発行年月日ノ登録ヲ受ケタル著作物ニ在リテハ其ノ年月日ヲ以テ始メテ発行シタル年月日ト推定ス

(登録法の改正)

4 登録法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条中第四号ノ六を第四号ノ七とし、第四号ノ五を第四号ノ六とし、第四号ノ四の次に次の一号を加える。

四ノ五 第一発行年月日ノ登録

(文部省設置法の改正)

5 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項の表の目的の欄中著作物使用料規程の認可の下に「及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第五条第一項のただし書の認可」を加える。

○竹尾政府委員 ただいま政府から提案いたしました万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

まず、この法律案の提案理由を御説明いたします前に、万国著作権条約につきまして若干御説明いたしたいと存じます。

従来、著作権に関する多数国間条約

といたしましては、ベルヌ条約と米州関係の条約とが併存対立しておりまして、前者は、著作権の保護に関して無方式主義を原則とする条約であり、後者は、方式主義を原則とする条約でありまして、この両条約の統合は戦前から試みられましたが、実現を見なかつたのであります。戦後ユネスコが設けられるに及びまして、この両条約の橋渡しを実現することを目的として万国著作権条約が創設されました。この条約は、ベルヌ条約と米州条約の両条約の統合するものではありませんが、これらの条約の併存を認めた上で橋渡しの役割を目的とするものでございまして、わが国は明治三十二年にベルヌ条約に加入いたしますとともに著作権法を制定いたしました。今日に至っているものであります。

万国著作権条約につきましては、第二十三国会で批准の承認を得ましたので、本年一月二十八日批准書を寄託いたしました。この条約によつて新しい関係を生じますのは主に米州諸国でありまして、これらの諸国のうち著作権について特に深い関係を生ずるのは主としてアメリカ合衆国でございます。次に、万国著作権条約の内容といたしましては、第一に、この条約は内国民待遇の原則をとつておるのでございます。すなわち、締約国は他の締約国の著作物について自国民の著作物に与えている保護と同一の保護を与えればよいこととしておるのであります。

第二に、著作物に○の記号と第一発行の年と著作権者の名前を表示いたしますれば、方式国で自動的に保護を受けるという、日本にとって有利な規定を持っております。

第三に、著作物の保護期間につきまして締約国間に長短がある場合には、相互主義を採用することが出来る旨を規定いたしております。

第四に、翻訳権につきましては、法定許諾制を採用することが出来る旨を規定しております。

以上が万国著作権条約のおもな内容でございます。この条約は本年四月二十八日からわが国について発効いたしますが、この条約は、国内法の定めるところによりまして、わが国にとつて有利な保護期間の相互主義、翻訳権に関する法定許諾の制度を採用することが出来ることとしておいております。そこで、これらの事項について著作権法の特例を定めるとともに、この法律の適用を受けます著作物の範囲等につきましても、法律で明らかに定める必要を認めたいわけでありまして、これがこの法律案を提出する理由でございます。

次に、この法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一は、万国著作権条約に基いて著作権法の保護を受ける著作物の保護期間について特例を設けたこととあります。すなわち、その一つには、著作権法に規定する保護期間が著作物の本国の法令で定められている保護期間より長い場合においては、その超過する部分は保護を与えないこととしたいたしました。その二つには、著作権法によれば保護の対象となつていない著作物であっても、著作物の本国の法令では著作権の保護を受ける種類に属していないものにつきましては保護を与えない旨を明らかにいたしました。

第二は、翻訳権に関する特例を定めたいと存じます。すなわち、原著

作物が最初に発行された年の翌年から起算いたしまして七年以内に適法な日本語の翻訳物が発行されていない場合には、この期間の経過後、日本国民は、文部大臣の許可を得て補償金を支払い、または、供託してその日本語の翻訳物を発行することができることにしたことでございます。

第三は、ベルヌ条約による保護と万国著作権条約による保護との併存から生じます紛争を避けるために、ベルヌ同盟の加盟国の一つを著作物の本国とする著作物については、ベルヌ条約のみが適用せられますので、かような著作物についてはこの特例法の適用がない旨を明らかにしたことでございます。

第四は、日本国との平和条約第十二条の規定に基づきまして同条約の最初の効力発生の日から四年間、内国民待遇の保護を受けている著作物については、この法律の施行の日以後もなお従前どおり著作権法による保護と同一の保護を受ける旨の規定を設けたことでございます。

第五は、この法律は、この法律の施行の日以後に著作され、または発行された著作物についてのみ適用する旨を規定したことであります。すなわち、適及効のないことを宣言したのであります。

以上がこの法律案の提案理由および内容の概要でございます。何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛成下さらんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 次に内務社会教育局長より補足説明を聴取いたします。内務政府委員。

○内務政府委員 このたび提出いたし

ました万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案の提案理由につきまして、ただいま文部政務次官から説明がございましたが、私からこれを補足してその要旨について御説明を申し上げます。

まず、第一条は、この特例法の目的について定めております。万国著作権条約は内国民待遇の原則に対して保護期間及び翻訳権について特例を認めておりますので、この条約の規定に基づいて保護を受ける著作物の保護期間及び翻訳権について著作権法の特例を定める旨を明らかにしております。

第三条及び第四条は保護期間の特例に関する規定であります。第三条第一項は、著作物の保護期間について相互主義を適用する旨を明らかにしております。第三項第二項は、保護を受ける著作物の種類についても相互主義を適用する旨を定めております。すなわち、相手国で著作権の保護を受けない種類の著作物、たとえば、米国の政府刊行物・レコードのごときものは、日本でも著作権の保護を与えない旨を明らかにしたのでございます。

第四条第一項は、非締約国で最初に発行された締約国民の著作物については、相互主義の適用上、その締約国民の属する国を著作物の本国となす旨を規定しました。これは、万国条約が国籍主義をとっているのかのような規定を必要としたのでございます。第四条第二項は、二つ以上の締約国で同時に発行された著作物については、相互主義を適用する場合、その保護期間の最も短い締約国を著作物の本国とみなす旨の規定でございます。

第五条から第八条までは法定許諾に

関する規定でございます。第五条は、翻訳権に関する法定許諾の規定であります。万国条約では、翻訳権は原著者権と同一期間存続するのを原則としていますが、締約国は国内法で、他国語の文書たとえば英語の著作物を、自国の国語、たとえば日本語に翻訳する権利について法定許諾制をとることができると規定しています。そこで日本もこの制度を採用することとしたしました。この規定は、ベルヌ条約における翻訳権に関する十年留保が万国条約では認められないことになったので、それにかわるものであります。

第六条は、法定許諾による翻訳物を発行する権利は譲渡することができない旨の規定であります。

第七条は、法定許諾による翻訳物にはその出所を明示しなければならぬ旨の規定であります。

第八条は、法定許諾による翻訳物の輸出禁止に関する規定であります。し

かし、かような翻訳物の輸入を認める国へは輸出することができ余地を残してあります。

これらの規定は、いずれも万国条約に規定されている事項であります。

第九条は、無国籍者及び亡命者に関する規定であります。万国条約の第一

附屬議定書がこの議定書の締約国に常時居住する無国籍者及び亡命者を締約国の国民と同一に扱う旨を規定しておりますので、この特例法においてもこれらの者を締約国の国民とみなす規定を設けました。従って、この議定書の締約国たとえば米国内に常時居住する無国籍者及び亡命者の著作物についてもこの特例法が適用せられるのであります。

第十条は、ベルヌ条約の保護を受ける著作物について規定しております。すなわち、ベルヌ条約と万国条約の保護を重複して受ける著作物については、この特例法は適用せられず、著作権法のみが適用せられる旨を明らかにいたしました。従って、万国条約の締約国、たとえば米国内とベルヌ条約国、たとえば英国で同時発行された著作物を翻訳する場合には著作権法第七条の規定が適用せられ、翻訳権は十年で消滅することになるのでございます。

第十一条は、日本国との平和条約第十二条の保護を受けている著作物について規定しております。すなわち、この特例法の施行の際、日本国との平和条約第十二条に基づいて日本で内国民待遇を受けている万国条約の締約国民の既存の著作物たとえば米国人の著作物は、この法律の施行後も従前どおり著作権法による保護と同一の保護を受ける旨を規定したのであります。これは万国条約第十九条の趣旨ならびに既得権尊重という一般法律理念に基いたものでございます。

次に、附則二項は、この法律の不遡及について規定したものであります。この特例法は、この法律の施行後、すなわち、万国条約が日本について効力を生ずる日以後の著作物についてのみ適用する旨を規定し、適及効のないことを明らかにしたのであります。従って、翻訳権について法定許諾制が実施されますのは七年以後のこととなるのであります。

附則三項は、著作物の第一発行年月日の登録制度を創設した規定でございます。この第一発行の年月日を公簿に登載しておけばその年月日が法律で推

定されますので、紛争が生じた場合には当事者にとって立証の手段がはぶかれることとなるのであります。また、万国条約の効力発生後方式国において記号を附した日本の著作物について争いが生じた場合にも、当事者はこの登録の謄本を送付すれば複雑な立証の手数と費用とを節約することができるのでございます。この登録は申請者に義務を課するものではなく、申請するといなどは申請者の自由でございます。この点は従来の登録制たとえば著作年月日登録と同性質のものでございます。以上がこの法律案の内容の要点であります。何とぞ十分御審議の上御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 本案に関する質疑は次会よりこれを行うことといたします。

○佐藤委員長 次に文教行政について前回に引き続き質疑を続行いたします。質疑の通告がありますので、これを許します。野原寛君。

○野原委員 文化財保護についてお尋ねしたいのであります。私は去る十二月十五日の本委員会におきまして正倉院の御物についての質問をいたしましたのでございますが、これは高橋委員長も御承知のように正倉院の裏に有料の観光道路が作られましたために、土はこりなどが上ることによって保存をいたしてございます世界的な国宝、特に銀器類そのほかに有害な変質が起るのではないかとこの質問をいたしましたのであります。その際高橋文化財保護委員長は答弁を遅記録から要約いたして申し上げてみますと、こういふことになっておる。正倉院の御物は宮内庁の所管であつて、文化財としての指定を

受けていないので対策を講ずる上に困難が多い、文化財保護委員会としても近く専門審議会の研究の結論を待つて正式に態度を決定したい、つまりこの有料観光道路から来るものの諸問題、こういう点については申し上げるまでもなく文化財保護法が当然適用されなければなりません。正倉院の御物にこの法律が適用されないということとは絶対あり得ないのでございますから、保護委員会としては専門審議会の研究を依頼して、そこで結論を得た上でこの有料観光道路の問題についての態度を決定いたしたいと思います。これを私にお約束されておられるのであります。そこで当時から今日まで三、四カ月の期間を経過いたしておりますから、私はその間にどのような措置がとられたのかという点についてまず委員長にお尋ねをいたしたいと思います。

○高橋(誠)政府委員 前会御質問を受けました際に私の答え申し上げましたところは、ただいま速記録を御朗読になりました通りでございます。その際野原さんから特に文化財保護委員会にはあまりほかの機関に依頼し過ぎておりはしないか、私は言葉を正確に申し上げることはできないのであります。が、文化財保護委員会自身が付属機関として研究所を持つておる。ことに奈良の研究所というものがあつては、こので唐埃の美術品に及ぼす影響、ことに正倉院の御物に及ぼす影響というふうなことを研究されたい。どうであるか、こういう御注意を受けたのであります。これは私どもはなほだ不念でございます。実際他の機関に依存し過ぎておつたことを自覚いたしまし

て、直ちに文化財保護委員会の付属機関に調査させることにいたさなければならぬとの席で考えたのであります。が、奈良の研究所は創立日はなほ浅いのであります。その設備が十分に届いておりませんし、これまでのところ研究の対象をいたしてあります。ものが全然違つておりますので、この研究所に調査させることが全くできない状態にあります。東京の文化財研究所には保存科学に關する部が設けられておりますので、直ちにここに話をいたしまして、四人の技官が担当いたしまして調査することとなつたのでございます。これはこれまで他の機関の調査の結果を聞いておつたのでございます。しかしながらこれらはただ一般に観光バスを通すことによりましてだけ塵埃をこうむるかという点であつたのであります。今度

はわれわれの方の研究所におきまして、これが特に美術品に對しましてだけだけの影響を及ぼすかということ調査することになつたのであります。これは現地に行つて調査する調査と、室内、この研究所におきまして行つて調査と二つに分れておるのでございます。が、何分研究はなほだ困難なものがございまして、その都度中間的な報告は受けておるのでございまして、まだ最後の報告を申し上げるに至つておらぬ、こういうふうな言われておるのであります。たとえばテスト・ピースと申しますか、試片というものをばいまして、結論を出しますのは今年の曝涼の際にこの試片をお倉に入れます、そして明年の曝涼の際にこれを取り出して検討をするというふうなことをしなければならぬと

いうことであります。はなはだ先の長い話でありますので、われわれもあせりまして、何とかもう少し早く大体の見通しがつかぬものかということをお申しておるのであります。が、どうしてここも二、三カ月は待つてもらいたいということをお申しておるのでございます。この研究の方法、調査の方法などにつきましてはあまり専門的にわたりますので省略いたします。が、相当綿密なものでありまして必ず成果をあげ得ると考えておるのでございます。この調査研究のまず大体がきまりましたところで再びこれを専門審議会にかけまして、その答申を待つて文化財保護委員会は態度を決定したい、かように考えておる次第でございます。

○野原委員 私が質問いたしました十二月十五日から五、六日置いて十二月二十一日に、実は正倉院の事務所にきて、これも非常な関心をもちて所長と和田さんが新聞に談話を発表いたしましたことと高橋委員長が私に答弁をいたしたことが非常に食い違ひがあるように思つておらぬのであります。ということは十二月十五日にあつたのは私の質問に對してこういうことを答へられておる、これは宮内庁の所管であるから宮内庁の方に尋ねたところが、宮内庁の書院部長から通知があつた、それは三十年の九月二十九日の文書でございますが、その通知によると塵埃やガソリンのしぶきなどのために宝物に及ぼす害はないだらう。こういうことであつたから、この観光道路が十分の九だけ許可になつておる。残りの十分の一の四百メートルは、委員長も御承

知のようにこれはまったくこの悪質な業者が勝手に道路を正倉院の裏に作つておるのであります。私はこのことはまたあとで申し上げたいと思ひますけれども、だから許可になつた十分の九の道路にいたしまして、ガソリンのしぶきや塵埃のために正倉院の宝物に影響がある。こういうことになりまして、これは、保護法によつてその許可を取り消さなければならぬ。これは保護法に規定されております。書院部長の見解というものは、そういう害がない、こういうようなことをこの前御答弁になつておりますが、私いろいろ調べて見ますと、書院部長はそういうことを言つた覚えはないといふのです。あの若草山から水が流れてくる。山水の害は世間で言われるほどのことはなからうけれども、塵埃やガソリンのしぶきについては、私は一言も言つた覚えはない、このことは重要でありますから、そういうことは私としては触れてはいない、こういうことを書院部長は申しております。同時に和田事務所長の談話でございますが、これは現地に於ける、責任者でございますから、ここで委員長に申し上げまして、和田所長の談話に對する委員長の所見を伺つておきたいと思ふ。有料ドライブウェイの建設で校倉の東及び北側をそれぞれ五十メートル先を大型バスが砂煙をたてて通り管理に頭をなやませている。と和田さんが言つておるのです。今秋校倉の虫干し中もエンジン

の排気が風にのつて舞ひこみ、學術調査も驚いてゐた。校倉の軒先に幅六寸の空気窓があつてゐるのでホコリや有機ガスが庫内に舞ひ込むのだが、この窓をふさぐと御物の保存能力に大きな影響を与えるので締切することはできない。とくに困るのは新宝庫で、これは昭和二十八年にでき上つておる鉄筋コンクリートであります。委員長御承知の新宝庫です。この建物は外気の交流を利用して優秀な保存能力を有するよう設けられてゐるのでホコリの問題は致命的だ、再調査の上、科学的なデータを出して文化財保護委に、ドライブウェイの処置を申入れたい。私は現地のいろいろな機関が慎重に今調査中であるので、科学的なその結果を待たつた上で処置をしたいといふ委員長のお言葉はわからんでもございませぬけれども、しかしこれはかなりの期間、半年なり一年なりといふような長い期間を経過いたしますと、そのことのために宝物に非常な害があつたといふ結論が出た場合に、一体その責任はだれがとるかといふ問題も出てくるのであります。私も現地に行つて見た。行つてみるとほんとうに五十メートルくらのところに道路がある。そこを大型バスが通れば舗装をしていないのですから、はこりは舞ひ上つておるのです。これはだれが見てもわかる。しかも大阪管区氣象台の大谷氣象台長は、自分の所員をやつて、これは重大だといふので、氣象台が空氣中の塵埃が多いか少いかということに相當慎重に今調べておるようであります。大谷氣象台長がこう言つておる。塵埃が増加すれば加速度的な宝物の腐敗ということでは當然考えられます。私はあそこ道路ができたために塵埃が多くなつたと思ひます。そのことのために世界的な正倉院の宝物が腐敗というふうなことにでもなれば何のために文化財保護委員会があり、文化財保護法があるか。

私はあの若草山の肥後土開発業者の今日までとってきた悪行つなやり方というものを聞いておる。私はそのやり方が悪らつかどうかここでは申し上げたくございませぬけれども、そういう業者のためになせ一体問題のある道路を許さなければならぬのか、調査の結果を待った上で処断しようということとは別に、そういう業者に、しかも四百メートルは、許可されていない道路を今日まで放任しておる理由について、まず委員長の見解をお伺いしたいのであります。

○高橋政府委員 室内からの回答につきまして書類をここに持参いたしておりますので、これを朗読いたしてもいいのでございますが、私の記憶によつて申し上げますが、たゞいまお話をいたしました点、宮内庁としては観光バスが通らぬことをむしろ希望しておる、これが一番望ましいことであるが、観光そのほかの見地からどうしてもこれを通す必要があるならば、これだけの施設を施してもらいたい。舗装とか散水とかいうような施設を施してもらいたい。そうであるならば許して差しつかえないと考える、こういうことを公文書をもって回答せられておると存じます。この点は間違いないと存じます。

それから和田所長の話、そのほかの点でございますが、これは昨午いかにこの塵埃がひどくなってきたという報告をわれわれも受けて非常に驚いたのでございます。これは要するに東側道路であるのでございまして、これは県道になっております。これを全然とめてしまふわけにはとうてい参りませんので、県の当局と交渉をいたし

ましてずっと制限をする、こういうことになりまして、非常ないい成績をおさめておると報告されておるのであります。以前には非常にたくさん通っておりまして十二月においてはただ一台に減少しておる、こういうことでありまして、これによりましてよほどこの塵埃が防げるかと存じます。先ほど申しました四人の調査担当者の中の一人は特に大阪気象台長と個人的にも親しい人でありまして、しばしば気象台長の意見を聞いておるのであります。まずこの程度であるならば塵埃は相当防げると思ふところになります。

それから他の担当者の一人でありまして登石君という人がたゞいま奈良に参りまして、もつぱら調査を行なつておるのでございます。またその報告を聞いてはおりませんが、おそらく同様の報告がなされるのではないかと考えておるのであります。問題は、主として今度塵埃をはなれしからしめまして、この東側の道路でありまして、わたのこの東側の道路でありまして、われわれの方で許可が許さぬかということ調査いたしております北側の道路、これは別個のものでありますので、この北側の方でもむろんいろいろ影響はあるかと存するのであります。その点は先ほど申し上げましたように、研究所の調査報告を待ちまして、さらに態度を決したいと、かように考えておるのであります。

○野原委員 大阪管区気象台の大谷さんの調査は、実は昨年この文教委員会の問題になってから初めて調査をしてゐる。だから最も空気の澄んだ、観光シーズンでない十二月十五日から今日までのです。奈良は御承知のよう

に、全国の遊覧客が殺到するのであります。そうしてあつたことをひっきりなしに大型バスが走るということになれば、これはいろいろ専門家の意見によると、大阪の工場地帯と同じくくらの塵埃が空気に舞い上る。ごく短い期間であります。四月から五月、一若葉の五月ごろにかけて、奈良の最も観光シーズンになると、そういう事態が来る。これははっきりしておるのであります。冬でございますから、問題がなかったのです。そのことが一つ。

もう一つ私はここではっきりしたいことは、たゞいま委員長の御答弁によりまして、有料道路を許可する場合に、昭和二十九年六月二十六日付になつておりますが、条件をつけております。それは、その有料道路のぐりに緑の木を植える、それから正倉院の周辺は必ずその道路を舗装するということ、その舗装は三年以内に完了しなければならぬということ、三年以内に完了するまでの期間は、必ず車が走るときは水まきをやれ、こういう条件がつけられて、従前の許可はなされておるのですが、一体その条件は履行されておりますか、いかがですか。

○高橋(誠)政府委員 一部分は舗装をしたということでありまして、これも遺憾ながら完全舗装の程度に達しておらないのであります。この点は強硬に交渉したいと考えております。それから散水の点におきまして、はなはだ遺憾なものがあるのであります。散水協会と申しますか、それにずっと続いて加入するというのがないというふうなことを聞いておるのであります。この前もちょっと申し上げましたように、この観光のバス会社

は、まことに不誠意な点がこれまでもあつたのであります。こういう会社を相手にいたします場合には、よほど強い決意をもって対応しなければならぬと考えております。これまで、何度となくこの会社の社長に対して交渉をいたしておるのでございますが、そのつど、その非を悔いておるような文書をよこしておりました。あるいは口頭をもつて答えたりしておるのでございますが、なお十分の手配を行わなければならぬと、かように考えております。

それから大阪の気象台で調査いたしましたのは、ちょうど観光客の最も少いころでありまして、これが観光シーズンになりまして、一そう塵埃をはなれしからしめるだらうということも、われわれ深く考えておるところであります。これは先ほど申しました担当委員の一人でありまして、関野博士から、大阪の気象台長に向いて、いろいろお話をいたしておるのであります。また、かような制限をしますならば、相当塵埃を防げるのではないかと、そうして、前に何年でありましたか、調査いたしましたときと比べておるのではないかと、こういうような話なども出たといふことを先日承つておるのであります。とにかく東側の交通が制限せられたということによりまして、観光シーズンになりましてよほど塵埃を少くすることができると考えておるのであります。とにかく大勢の観光客を迎える季節になりますから、文化財保護委員会におきまして、一そうの注意をいたさなければならぬという覚悟はいたしておるのでござ

います。

○野原委員 あなたの方で調査をする結果を待つまでもなく、すでに道路許可の条件すら履行しない。こういう悪質な、おのれの金もうけのために、日本世界の誇る宝物である正倉院の裏に道路を作つて、しかも舗装という条件、水をまけという条件すら守られていない。あなたの方が幾ら紳士的に注意したってだめなんです。奈良の現地の心ある人々は非常に憤慨して、一体文化財保護委員会はおかしい。いや、この業者とあなたの事務局と何かあるのじゃないかとまで言つておる。私はそう考えざるを得ない。何かあるといつて、現地の心ある人々は非常に憤慨しているくらい、これは問題になつてゐる。この舗装と散水の条件すら履行しないというこれだけ、この道路の許可を取り消すべきである。もう調査するまでもない。もしあらためて観光道路の必要があつたならば、科学的なデータその他を出して綿密にやることはいいでございまして、私は取り消すべきだと思ふ。昭和二十九年六月からもう二年経過いたしておる。その間におけるところの塵埃の与えたその被害ということになります。これは大へなことになるでせう。保護委員長も御承知のように、文化財保護法の行政処分の規定を讀んでみますと、第八十条の三で、第四十三条の第四項が適用されることになつて、こう書いてある。許可を受けた者が許可の条件に従わなかったときは、委員会は許可にかかると現状の變更の停止を命じ、または許可を取り消すことができる。なせあな

たはこれを適用しないのか。これはも

の方はいつ知りましたか。そして知っておるにかかわらずこの道路が竣工するまで放置したわけ、及び今日までこの道路を黙認している理由等について聞きたい。

○高橋(誠)政府委員　今私はちよつと何月でありましたか記憶がないのであ

りまするが、奈良の文化財保護課長に連絡いたしまして、あの道路にバスを通しておるといふことであるが、さっそく調査してもらいたいと申ししたのであります。それに対しまして返事がございまして、自分は相当長い間あそこに立ってバスが通るかどうかを見ておったのであるが、自分が立って見ておった間是一台も通らなかつたというやうな報告を聞いたのであります。が、その後になりましてバスが通っているという報告を受けたのであります。しかしながらこれをどう処置するかといふことにつきましては、ただいま申しました建設省、運輸省などと連絡をとる必要もあることでございますので、今日に至りまするまで措置を講ぜずにおる次第でございます。

○野原委員 私人一時間を食うことはどうかと思いますので、もう二、三分質問いたしたら終わりたいと思います。これは一つ委員長卒直に御答弁願いたいのです。私の調査によると、三十年早々に四百メートルの工事の着工がなされております。そこで奈良県の教育委員会の文化財保存課坂元課長が三十年の二月四日上京いたしまして、平間記念物課長に会って報告いたした。もうすでに工事を始めているが、これは大へんなことなんです、こういうことを二月四日に報告している。これは坂元課長が証言をいたしております。

す。ところがこの道路ができ上ったのは四月の中旬なんです。二月四日文化財保護委員会はこの道路が着工されておることを聞きながら、道路の完成する四月中旬まで二月以上放任したというのは、一体どういうことですか。ただちにこの問題については何らかの処置をとるべきではありませんか。許可なしに道路を作るといふことを、あなたの方では二月放任をしておるのでございますよ。よろしくございませう。あなたの答弁いかんでは、私は委員長に坂元課長なり適当な人を証人としして申請しますから、一つ間違ひのない御答弁をお願いしたい。二月以上はうった、これはどういうわけですか。一体この業者を保護する意図でなされたのかどうか。私はどう考えても、あの正倉院の有料観光道路の問題はどうもこの業者に対してあなた方は非常に甘いと思うのです。あらゆる点から私は申し上げる材料がある。一体この道路の二カ月間はどうかでございませう。お聞きしたいのであります。いいかげんな答弁は困りますから、ただいま答弁できないならばできないで、的確に資料を調べて、次回の委員会にでも御答弁あつてよろしくございませう。

○高橋(誠)政府委員 むろんただいま野原さんのおっしゃいました日付には誤まりないことと存じますが、この点は十分書類を調べまして、次の機会に御答弁申し上げますが、私の記憶にありますところでは、ただいま申し上げたように、初めに聞きまして、ときには道は一部分できておる。しかしながらまだ車は通つておらぬ、こういうことではあります。むろんこれはやがて道路ができ、バスが通ること、こう考えましたので、これは事務局に命じまして、ただちにこのバス会社に向いまして、何と申しますか、詰問いたしたのであります。それに対して、文化財保護法の規定を十分に知らなかつたというやうな文句があつたかと存じますが、以後は注意して、かような違法なことはやらぬようにするということを申して参つたのであります。ところがその後になりまして、道は通り、バスは通ずるといふことになりまして、いかなる態度を講ずべきであるかという点を考慮しておるのではありませんが、先ほどからたびたび申しておりますが、まだこの道の許可は与えておりませんので、許可すべきかどうかといふことは、専門審議会の答申を待つて決したい、かように考えております。

○野原委員 昨年の四月、すでに道ができて車が走つてゐる。それを一年たつた今日許可するかどうかなんて、そういうやうなことで一体文化財保護の重責が果せませうか。高橋先生にはなほ失礼な言ひ方でありませうけれども、私は疑問に思ふ。あなたの方の文化財保護に対する誠意を私は疑はずにはおれない。しかしこれはこの次の委員会でも報告するといふことでございませうから、私はこの点は次の委員会でも申し上げよう。

そこで二点、あなたの方で調査をしてもらいたいことをただいまから申し上げます。次、この機会に報告していただきたい。それはこういうことです。すでに許可になつておる十分の九のこの有料道路も、二十八年から二十九年にかけて無許可で工事が始められて

てゐるというが、いかん。工事に着手したのは、無許可でやつてゐる、これはどうかといふこと。次は、その無許可で工事を始めたときに、文化財保護委員会並びに奈良県の教育委員会からこの企業者はけつております。そうして、委員長も御承知のように、昭和二十九年の七月一日から文化財保護法の罰則は強化されたはずで、そこで六月の最後の保護委員会において、この無断で工事をやつておつた道路を許可すると決定しておりますが、その真相いかんといふこと。これも御報告願ひたい。今すでに許可になつておる道路は一体いつ文化財保護委員会として許可したのか。私の調査によれば、昭和二十九年の七月一日から強化されるといふので、その強化されない六月の最後の保護委員会でも許可してゐるが、これに間違いがあるかどうか。これは委員長大へんなことでございませう。一体今日の文化財保護委員会はほんとうに本腰を入れて日本の文化財についてどこまで熱意があるのか。正倉院のこの一例をとつてみても非常に暗たんたる気持ちを抱かすにおれぬのであります。ただいま申しました二点は、もしお聞き違いがあつてはいけませんから、速記録を十分お読み下さつた上で、次の文教委員会に正確なる御報告あらんことを希望いたしておきます。そこであらためてまた私は意見を申し上げたい。終ります。

○伊瀬委員 関連して、高橋委員長に一つ簡単に伺ひたいと思ひます。それは、私は昭和二十九年の五月ころあなたにお会いして、奈良県の東山古墳の買収方を依頼したわけです。当時保護課長が呼ばれて、さつそく何とか調査して、大蔵省の方に財源を求めて買収するやうな方法をいたしました。よう、こういうお話でございませうが、その後どういふやうな努力をなさつて下さつたか、お伺ひしたいと思ひます。

○高橋(誠)政府委員 この点はその後一向文化財保護委員会に対して正式な買収の要求が出ておらぬと聞いておりますが、これを待つてわれわれそれぞれ機関にかけ、いろいろ関係各庁と交渉したい、かように考へておつたのでございませうが、私の不念でありますか、どうも出たといふことは実はまだ聞いておりませんので、今までのところ何ともいたしかねておつたのであります。この点いかがでございませうか。

○伊瀬委員 その当時書類を出してもらつても大蔵省ではなかなか予算をくれないのだ、その見通しがつきましたならば、さつそくそういうやうな申請を出していただくようにいたしましう、こういうことでございませうが、その後どういふやうに誤まり伝えられたか、朝日新聞には、奈良県において東山古墳が荒されてゐるというやうな大きな記事が出たわけなんです。そういう点御存じでございませうか。

○高橋(誠)政府委員 新聞記事は読んでおります。これが荒されておるといふ程度、どこまで荒されておるといふのか、これも先日新聞を見ました後に、おいて調査を命じておるのであります。史跡、ことに特別史跡のごときものは、国家におきまして全部これを買収するといふことがいふのではないかと考へられるのであります。しかし

し委員会の中などにおきましていろいろな議論もありまして、果してさうなことをなさすべきであるかどうか、相当疑問があるのであります。かりにこれを行ふべきものだといひましたとしても、実際にございましていろいろ困難に遭遇しなければならぬのであります。史跡を買収上げましたのはきわめてまれのように承知いたしております。何年でありましたか、太宰府におきまして、それから武蔵の国分寺におきまして土地を買収したことがあるのでございませうが、それだけではなかつたと思ひます。ところが最近におきまして御承知のようにイタスケ古墳が問題になりまして、これを買収上げることになつたのであります。これは御承知のようにここでも問題になつたのであります。これは堺市が購入いたしまして、価格は四百万円であつたかと存じます。その中で国庫は二百五十万円、六割何分かを支出しておるのであります。これによりまして危険の直前に抑止することができたのであります。このたびの御質問の場所などもやはりこういうふうなものであります。一番適当なのではないか、まず土地におきまして、奈良県なら奈良県、あるいはそのほかにおきましてこれを購入されるということにいたされて、そして国庫がどれくらい負担いたしまするか、六割ないし七割負担する、こういうやうにいたすべきものではないだろうか、ほんとうにそれが危険にさらされておるといふことであります。さうに考へておる次第でございませう。

○伊瀬委員 昨年末イタスケ古墳が破壊されたといふことで全国的な大きな

問題になって、たまたまこれを堺市が四百万円で購入したというように新聞記事も私は見ていますし、当委員会において同僚野原委員からもこのことについてる質問をなさって、イタスケ古墳の周辺にはまだたくさん貴重な史料が残っている、これをすみやかに指定をしろという御質問をなさされたか見ておるのでございますが、指定いたしましたも、指定後におけるところのその古墳を守る処置をどうなさっておるか。また保護法の第七十条には、委員会は所有者を尊重しなければならぬ、こういうことが出てくるのです。史跡に指定してその後における所有者の権利を尊重するというようなことは、一体どうなさっておるか。それから伊達山古墳の所有者に対してどういういわれる尊重をなさっておるか、こういうことを具体的にお聞きしたいと思っております。

○高橋(誠)政府委員 所有者はあくまでも尊重しなければならぬことと存じておるのであります。ただ文化財保護の上から申しまして、文化財が危険にさらされるという場合には、これに對しまして制限を加えなければならぬ、こういう態度で臨んでおるのであります。

それから、先ほどイタスケの場合も話に上ったのであります。イタスケと伊達山との間にはかなりの相違がございます。イタスケは御承知のように指定されておらなかったものであります。仮指定を行なっておったのであります。伊達山の方は十分御承知のように、すでに史跡として、また特別史跡として指定されておるのでございますからして、文化財保護法の規定によりまして現状を維持することができると考えております。これが著しく荒されておるといふことが明らかにありますならば、ただいまお答え申し上げますように、何らかの手を打たなければならぬと、むしろ考えております。

○伊達委員 それならお尋ねします。その古墳を指定なさったときには、所有者に対してどういふ補償をなさっておりますか。それを一つ具体的に御聞きしたいと思つておる。ただ個人の所有している物件に対して、これを特別指定するといふ保護法の規定によつて現状を変更することは出来ない、変更するときは委員会の許可を要する、認可を要するといふような厳格な規則でそれを縛つて、しかもこれは個人の所有で個人の財産、これは相続税もとられるし財産税もとられるというようなことで、ただ地方税を免除するといふ規定はあるけれども、これは個人の財産、それに対して特別指定だといふて、そうして何の補償もしないというふうなことで、そうして現状を変更して、たとえばその土地に立つてゐるところの樹木を伐採するといふようなことは現状の変更だ、こういうことではなかなか許可しないということであると、所有者はどうにもならぬ。そうしてしかもそれを他人に売却しようとする、あんな標木を立ててあるから普通の価格では買わないで、周囲は果樹園だから、果樹園にできるようなのであれば適当な価格で買い取れるが、果樹園に何にも、その標木が立つてゐるためにできない。指定されてゐるためにできないといふことになり、持っていて大へん困る。これは

床の間の置物だったら、税金も財産税もかからぬからじやにもならぬし、そこに置いておけますけれども、そういふわけにはいかぬのです。一体これはどんなふうになさいますかお考えですか。

○岡田政府委員 この問題は文化財保護の全般の問題でございますが、文化財の保護につきましても、まずきわめて重要なものを国が指定する。指定いたしましたならば、それに対して現状を変更してはいけなかつたか、その他いろいろな制限があります。その制限によりまして、文化財の保存が全うされる。しかし単なる制限だけではいけません。しかし、その修理に對して補助金を交付する。あるいは規定もいろいろございしますが、要するに個人の所有のものは個人の所有の財産であつて、それは同時に公共的なものである、こういうふうなきわめて二重な性格を持つておりますので、この点はお話しした通り文化財保護のうちで一番めんどろな点でございます。それから、ただいまのところ法律ではそういう場合に特に補償の規定を置いてない。従つて古墳の所有者がそれが売れないなら国が補償してもらいたいといふようなお話がありまして、まあ、直ちにそのために補償ということまでいってはいないわけでありまして。

○伊達委員 そうすると個人の所有物に對して国が特別指定して、その個人の所有権に對して重大な変更を加えてゐるわけなんです、そういうことになつて責任も感じない、こういうことになつてはどうか。しかもこの伊達山古墳の指定は昭和十三年になされておるが、それ以來何の監督といふか監視といふ

か、そういうものもやられていないように思う。私の記憶では、つい戦前は円筒古墳なんか周囲に七つも八つもずつと露出してゐたのが、昨年正倉院の院長と、博物館の館長と私が見に行ったときには、それがすっかりなくなつておる。それからあの周辺に、私ども十四、五年前に見に行ったときには、家型墳輪の破片とかいろいろものがうす高く積まれておつた。それが今では一つもなくなつておる。ことにあの古墳には人家が建てられておる。その人が住んでおるんですよ。あの周囲の堀の中に古墳があります。それからそこへはどんなふうな用事で行く、こういうふうな関係で大へん荒らされておる。監督、監視はどういうふうになされておるんですか。

○岡田政府委員 文化財の保護の責任は第一に所有者にございまして、所有者にその管理の義務があるわけでありまして。その管理がうまくいっているかどうかというところは、やはり第一義的には、都道府県の教育委員会が最も地元でございまして、そこで十分ふだんの状況を調べてもらつて、その報告によりまして、文化財保護委員会が実際の状況を知ることになつておる。そして、それによつて適當な措置をとる、こういうことになつております。

○伊達委員 指定された所有者がそれを監視するということになるのですか。伊達山古墳の所有者は大阪府に住んでおるのです。しかもいつの間にか知らないうちにそういうふうに指定された。そうして他人に売却しようとして、お前の土地は特別指定になつて

おるのだから、普通の値段では買えないと言われる。それから戦前でしたら、食糧増産のためにその付近を開墾してカンショを植えた。またそこには大へん木が生えておるから、周囲から鳥が飛んできてどうにもならぬといふことで、竹を切るうとすると、それはいけない、こういうことで現状を変更することができない。持っている人も大へん困ればその付近の農民もこれがために大へん困つておる。だからこういうふうな、国が特別指定をしなければならぬような重要な史跡は、所有者の意思によつて政府がすみやかに買収する。ところがそういう努力はなされていない。きょう私は大蔵省の方の出席を求めた。一体大蔵省はこういう文化財の問題に對してはきわめて冷淡である。そうしてその金を出しつておる。大阪府のイタスケ古墳は、あつたことをやめたから二百五十万円の予算でも出すが、あつたことをやめたから、奈良県あたりはそういうふうな史蹟がたぐささんありますが、そういうことをやらなければ出さぬといふのであつたら、ちよつとやってみて、大蔵省から金を出してもらつて、大蔵省から文化財を守る一つの方法ではなからうかと思つておるが、委員長はどうなつておるんですか。

○高橋(誠)政府委員 お説の通りでございます。先ほど申しましたように、でき得るならば全部を国家の所有に移すべきだといふ意見も相当強いのであります。しかしながら、何と申しましてこれが実現は非常に困難な状態に置かれております。今日、所有者

か、そういうものもやられていないように思う。私の記憶では、つい戦前は円筒古墳なんか周囲に七つも八つもずつと露出してゐたのが、昨年正倉院の院長と、博物館の館長と私が見に行ったときには、それがすっかりなくなつておる。それからあの周辺に、私ども十四、五年前に見に行ったときには、家型墳輪の破片とかいろいろものがうす高く積まれておつた。それが今では一つもなくなつておる。ことにあの古墳には人家が建てられておる。その人が住んでおるんですよ。あの周囲の堀の中に古墳があります。それからそこへはどんなふうな用事で行く、こういうふうな関係で大へん荒らされておる。監督、監視はどういうふうになされておるんですか。

○岡田政府委員 文化財の保護の責任は第一に所有者にございまして、所有者にその管理の義務があるわけでありまして。その管理がうまくいっているかどうかというところは、やはり第一義的には、都道府県の教育委員会が最も地元でございまして、そこで十分ふだんの状況を調べてもらつて、その報告によりまして、文化財保護委員会が実際の状況を知ることになつておる。そして、それによつて適當な措置をとる、こういうことになつております。

○伊達委員 指定された所有者がそれを監視するということになるのですか。伊達山古墳の所有者は大阪府に住んでおるのです。しかもいつの間にか知らないうちにそういうふうに指定された。そうして他人に売却しようとして、お前の土地は特別指定になつて

はむろんその所有権を尊重せらるべき
ではあります、国家社会公共の利益
のために、あくまでも所有権を制限し
てまでも、いろいろの迷惑を忍んでま
でも、文化財の保護のために尽して
もらいたいとわれわれは念ずるところで
あります。また保護法の規定するところ
であります。どうしても所有者みずから
が文化財を尊重する念がなければ、幾
ら国家社会がやかましく申しまして
も、とうてい文化財を守り抜くことは
できないのではないかと痛感いたして
おるのであります。しかしながら特に
この奥山の場合、いろいろ困難のある
ことは私も存じております。所有者
者は一人でありますが、事実におきま
して数名あるいは十人くらいの人たち
の手に、事実上権利は移っております
うようなことも聞いております。その
ためにこれを保存することが非常な危
険にさらされておるといふことであり
ます。ならば、奈良県そのほかと協力
いたしまして、保護の方法を講じなけ
ばならぬと思っておりますが、どう
ぞ一つこのことは地元の方におかれ
まして指導の働いていただきたく
してまず指導の働いていただきたく
と存じます。さような場合におきま
してはわれわれ委員会におきまして
んこれと協力いたしますことを惜し
むものではないのでございますが、ど
うぞ一つ、所有者並びに地元におき
まして、このたつた文化財を守り抜く
このために御尽力願いたいと考えて
る次第でございます。

まり金を出したがいらないという
ことでございましたが、われわれ決し
てそういうつもりはございませんし、
文化財の保護につきましてはいろいろ
点を十分考慮いたしておる次第でござ
います。先ほど問題になりましたイタ
スケにつきましては、地元と文部省文
化財保護委員会との話がうまくまと
まりましたので、それに応ずる予算措置
を講じたわけでございますが、一般的
に危険に瀕している古墳その他の文化
財をどうするかといったようなこと
は、今後よく保護委員会と協議いたし
まして、そういう貴重な文化財がなく
ならないように、また長く国民の文化
財として保存できるような措置をば今
後とりたいと考えております。そう
いう趣旨では決して大蔵省も文化財の保
護につきましても冷淡であるというこ
とはございせんから、その点は今後十
分保護委員会と話しまして措置いたし
たい、かように考えております。

○伊瀬委員 大蔵省が価値判断する
というけれども、この古文化財に關して
は文化財保護委員会というものが価値
があるかないかというのを決定する
ものである。大蔵省の方でそれを価値
判断するということとは、これは
あり得べからざることだと思つた
す。たとえば、こういうりっぱなもの
だけれどもどうも金のやりくりがつか
ぬというならとにかくですけれども、
そういうような価値判断を大蔵省でや
られて、貴重な文化財をあなたの方
でとやかく言われるということは私
は解できません。これはやはり率直に当局
の文化財保護委員会が責任を持つて、こ
ういう特別指定地であるというよう
な重要な決定をなさつておるのです。
これは簡単にあつたか、それならこ
へ指定してやろうかというような、
それくらい簡単なことで指定をして
るのではないと思つた。それならこ
も、大蔵省ではそういうことをお
しやらずに、この保護委員会からの要
求に対しては率直にこれは善処すべ
きが当然だと私は思ふのですが、それ
はどうですか。

○瀬戸山説明員 先ほどの答弁は多少
訂正いたします。文化財に指定され
た具体的な物件につきまして、それをど
ういうふうな国の予算措置を講ずるか
といったような問題につきまして、よ
く保護委員会と相談する、こういう意
味でございます。

○伊瀬委員 それから一つ高橋委員長
にお願ひしておきますが、この奥山古
墳は特別指定という重要な指定
をなさつておる。そうしてしかも所有
者に対しては何の補償もしていない。
しかもこれを個人で売買をやるうと

断つていくというふうな実情が
ちよいと出て参つておりますし、新聞紙
上でも報道されております通りでござ
います。かつては炭鉱地帯におきま
しても、炭鉱地帯の環境が非常に悪い
いうことでそういう悪環境にござ
います子供たちの就職が妨げられた
いうふうなことが多々あつたのでござ
います。今度、最近の新聞紙上等で見
ますと、今度は基地の子供たちに対
しまして、大工場その他中小工場等
におきまして、基地の子供たちはごめ
んというふうなことで、基地の子供
の就職に關しまして一つ大きな問題
を提起して参つておるようございま
す。こういつたことはこれ全く子供
たちに罪があるわけではないのでござ
います。これは基本的には国内に軍
事基地を設けられたといふことがき
めて重大な事柄でございまして、そ
ういったああを食つて子供たちが非
常な大きな迷惑をこうつて参つて
おるといふふうなことでございま
す。私はこれは単に部分的な問題で
なく、これは当然国として責任を持
たなければならぬ基本的な重要な問
題ではないかというふうな考え方
でおるわけでございます。そういう意
味で、きょう大臣はおられませんか
で、一つ次官の方からこういつた実
情に對しまして文部省当局はどの
ように考へておられるか、またどの
ように善処しようと思へておられる
か、御所見をお伺ひしたいと思います。

○竹尾政府委員 基地の問題につ
きましては、基地が設置されたために、
それに関連していろいろの問題が起
つておることは、御承知の通りで
ございす。そこで、そういう問題が起

に、文教関係に關係した事件につきま
しては、私も今日までいろいろ努
力をいたして参つておりますし、特
に基地の付近にある小中学校の問題な
どにつきましても、いろいろと考慮を
めぐらして参つたのでございますが、
ただいま河野委員のお述べになったよ
うな点も、これはいろいろの意味で非
常に重大な問題でございすから、よ
く調査研究——といういつも同じよ
うな言葉になりますけれども、真剣に
調査研究をいたしまして、それが子供
たちに對してもよい結果を及ぼすよう
に、十分私もいたしまして努力を
いたしたい、こう考えております。

○河野(正)委員 ただいま竹尾次官か
らまことにけっこうな御答弁をいただ
きまして、私も非常に好感を持っ
ておるわけでございすが、こうい
つた問題が起ります考え方というの
は、大体今まで成績、あるいは人物本
位というように採用してございま
した考え方が、逐次、いろいろな道義
上の問題もあると思ひますが、今日に
おきましては、今までの成績、人物本
位という考え方が、家庭第一主
義と申しますか、要するに環境第一主
義といった考え方から、ただいま申し
ましたような、基地の子供たちの就職
をはばむ、あるいはまた炭鉱地帯にお
きましては炭鉱地帯の子供たちの就職
をはばんでいくということが起つてき
たものと考えられるわけでございます。
もちろん、成績、人物本位でいくか、あ
るいは環境主義でいくかというよう
なことにつきましては、それぞれの考
え方があると思ひますが、しかし
ながら、少くとも、今日日本に七百数
十カ所の基地があるといわれておりま

すし、この基地の問題というものはき
わめて重大な問題でございすが、そ
ういったきわめて多数の基地をかか
えておる、その多数の基地の周辺に生活
を営まなければならぬ子供たちがた
くさんおる。そういった実情の中で、
ただいま申し上げましたような環境第
一主義というような考え方、雇用の面
を考へて参りますと、勢い基地の子供
たちが就職に對して門戸を閉ざされる
ということが、当然の事柄であらうと
いうふうに考へておるわけございま
す。そこでこういふ考へ方があると思
ひますが、少くとも基本的には成績、人
物本位でいくか、あるいは環境主義と
申しますか、家庭主義と申しますか、
そういった二つの考へ方が、こうい
つた雇用の面に最終的には非常に大き
な影響をもたらして参るものと思へ
て、今後こういふ問題について、
成績、人物本位を重点的に取り上
げていくという考へ方か、あるいは
また環境、家庭第一主義でこうい
つた問題を考へていくという考へ方か
ということは、結果的には非常に基地
の子供たちに影響を及ぼしますので、
今後文部省当局の指導方針として、こ
れはなかなかむづかしい問題でござい
すけれども、どちらにも結果的にはこ
れが非常に影響を及ぼすわけでありま
すから、この成績人物本位でいくか、あ
るいは環境主義でいくかというよう
な点に對しまして、今後当局としてど
のような指導方針で臨んでいかれよう
とせられるものか。このことは結果的に
非常に重要なことになって参りますの
で、この点につきましても御所感を次
官から承わつておきたいと思ひます。

○竹尾政府委員 少し大きな言いくさ
になるかもしれませんが、個人生活と
その社会的環境との關係につきまして
は、私から申し上げるまでもなく河野
さんは、そうした社会と家庭生活の關
係というふうなことにつきましては十
分御検討をされておることと存じま
す。そこでこれがどういふ結果をもた
らすか、また具体的にどういふ問題が
起つた場合にどうするかということに
つきましては、社会と家庭生活、環境
と家庭というふうな關係にもなりま
すので、實際どういふ社会環境を直して
いくということが一番いいのでありま
して、それには今の基地の問題が起
りました、それが、そうした具体的な問
題をどう解決するかというきわめて大
きな問題にならうかと存じますので、
こういふことについては今こうだとい
ふことは、私からちょっと申し上げる
に、私からちょっと申し上げるに、こ
ういふこと、とにかく社会環境を直
していくということが教育問題につ
いても一番大事なことで、そういう
ようなことを具体的に解決をはかりな
がら、今河野さんの言われたような問
題が起つた場合には、環境と成績とい
うようなことを十分両方面から検討
いたしまして、一番いい方法によつて具
体的に解決をして参りたい、こうい
ふふうに考へております。

○河野(正)委員 ただいま竹尾次官か
ら非常にけっこうな御答弁をいただ
きまして、私も非常に意を強うする
わけでありすが、これは少く
とも罪のない子供たちが結果的には非
常に迷惑をこうむる問題でありますか
ら、一つ十分御審慮していただきたい
と思ひます。

題、あるいはまた風教上その他たくさ
んの問題が基地をめぐりまして文教に
關するいろいろな問題が起つてくるわ
けでありますけれども、そこで私はさ
らに基地周辺におきまます学校施設の問
題につきまして重ねて質問を續けて参
りたいと思ひます。

御承知のように基地周辺の文教施設
におきまます教育というものが、非常
に大きな実害をこうむつておるとい
ふ点につきましては、すでに昨年の委員
会等におきましてもいろいろと論議さ
れたところでありまます。その後私も
も實際に基地周辺の学校を視察して参
り、また實際、実情というものを、さ
きに参りまして、なにお当局
の善処をお願いしなければならぬ点
が多々あるというふうな考へ方を私ど
も強くいたしたしたので重ねて当局に
質問をいたしてみたいと思ふのであ
ります。

そこでいろいろ具体的には後ほど統
けて参りたいと思ひますが、今日基地
周辺におきまます文教施設というもの
が、たとえば飛行機の爆音、あるいは
騒音、あるいはまた振動等に基きまし
ていろいろと教育に支障を受けて参
ておるところの事實は否定することが
できないわけでございますが、その点
につきまして、きょうは調達庁からも
おいで願つておると思ひますので、今
日いろいろ文教施設というものが教育
上大きな支障を受けておるが、そ
ういふ支障を受けておる点につ
きまして、これは基本的な問題であ
ります。この考へ方の方で対策を立
てておられるのか、対策を立ててお
られます柱というふうな問題につ
きまして、まず概括的な御答弁をお願いいた

したいと思ひます。

○丸山政府委員 演習場あるいは飛行
場等いわゆる米軍の基地に關しまし
て、飛行機の騒音、演習の射撃、この
騒音等によりまして周辺の学校が授業
をできないまでに悩まされる。この對
策に關しましては一昨年の文部當局とも
相談の上、何とかこれを防止するため
に防音工事その他の措置をする必要が
ある、これを国としてやるには特別の
法律が必要である、こういうことから
軍の駐留に伴う特別損失補償法、一般
的に特損法と申しますが、この特損法
を基本にいたしまして、それに基きま
して今のように該當する周辺の学校等
に主として防音工事をして、騒音の害
を少しでもやわらげていただく。なお
どうしてもそれでは措置のできないよ
うなものは、実情によつて、あるいは
地元希望によつては若干位置を變
える、こういうような措置をいたして
おるの一般的な実情でございす。

○河野(正)委員 大体今、今日まで
とつて参られました当局の方針とい
うものが述べられて参つたわけござ
います。ところが私も現地の実情を
つぶさに調査をいたして参ります
と、なるほど特損法で一応補償する
というふうな考へ方で措置が行われて
おりますけれども、それを總括いたしま
すと大体三分の一の対策が建てられ
ておる。どういふことかと申しま
すと、たとえば滑走路の直下に校舎が
あるということがあります。これは
非常に危険性があるということで、そ
の校舎は一定の個所に移転をするとい
うような対策が建てられております。
ところが一つの例でありますけれども、
大体小学校あるいは中学校という

しては、光の均整度、あるいは保健衛生上のいろいろな施設、そういうもののにつきましても十分な措置が行われまして、そうして初めて私はこういった問題に対します最善の対策が立てられたものというように考えて参るわけでございます。ところが今日まで調達局でやって参られました措置を見て参りますと、それを見て参りましたが、大体三分の一の処置が行われておるも、ところが私どもの希望と申しますか、要望といたしましては、その三つ、危険度を解消するということ、音の問題を解消するということ、あるいはまた光、その他の保健衛生上の問題を解消するということ、この三つの処置が三つとも一つの学校に完全に行われて初めて私は一応の文教施設の対策が、まあ完全ではございませぬけれども、一応全うせられるというふうに考えて参るわけでございます。ところがどの施設を見て参りましても、大体私どもの要望いたしております三分の一が解決されておる。ところが当局のお話を承わって参りますと、三分の一を解決したということが即解決であるというふうに、私も今日まで承わって参りましたことを非常に残念に思います。

そこで私どもが御要望申し上げたい点は、少くとも今日の、ただいま申し上げますような三分の一の対策でこの特損法の精神を生かされておるといふようなお考えにつきましては、十二分に御反省願いたいということでございます。そういった意味で、たとえば校舍を移しまして、それが補償はできたというようにお考えになりますと、校舍はせっかく特定の地域に移転いたしまして建てかえましたけれども、騒

音、震動につきましては何ら考慮が払われず、今日学童が非常に迷惑しておる、非常に大きな被害をこうむっておるということでございますから、今後そういった対策もますます拡大して行われる御意思があるのかどうか、その点は一つはつきりお答えを願いたいと思います。

○丸山政府委員 御質問の御趣旨よくわかりました。実はその問題を私どもも承知しております。法律的に申しますとなかなかむずかしい面もあるのですが、軍の騒音のためにこうむる被害の損失を補償するという精神と、しかしながら現在建ておる校舎が、もうすでに相当年数がたつておる、このまま防音工事を施しても全面的な役にはあまり立ちそうもないというふうな事態のものも多々ございまして、従ってその問題につきまして、その校舎自体を改良あるいは建て直していく問題とともに、一面軍の騒音等に悩まされる損失の補償、これを實際的にはかみ合せてやらざれば、その学校自体に対しての十分な措置にはならない。この実情をお話の通りよく存じ上げておりますので、それを法令の精神、それから校舎自体の管理上の措置と合せまして、実は調達庁当局は管理上の面を見ておられる文部当局の方といろいろ相談しまして、いかにしてこれを完全ならしめるか、目下検討しておる問題でございます。十分処置したいと思っております。

○河野(正)委員 時間がないので簡単に質問したいと思いますが、私どもが実情を見て参りましても、あるいは当局がお気づきになっておると思いませんか、防音教室にいたしまして

もなかなか完璧なものではない、一応音はある程度抑制できたけれども、光の均整度、照度の均整度、あるいは震動、換気等に不十分な点が多いわけでございます。これにつきましては当局は十分それぞれの機関を通じて御研究なさっておると思っておりますが、どういった面でそれを研究なさっておられるか。この研究ということが今後の改善に非常に役立つものでありますから、私はこの研究ということに非常に重大なものであると考えております。どういふように御研究なさっておりますか、その辺の事情を一つ承わっておりますか、と思っております。

○佐藤説明員 何せ木造建築に對し防音工事というものは、世界でも例がないのだそうでございます。調達庁にいたしましては大へん苦勞したわけでございまして、まず二十九年度の夏に立川で試験工事をやりまして、大体これでよからうというので、全国の十一校で施工したわけでございまして、ところが仰せのように音は確かに下りま

ろ私どもも見て参りましても、非科学的な点がたくさんございまして、先般福岡の周辺の学校を見て参りましたが、九つづき研究をやっております。いろいろでございます。ところが私どもがいろいろ現地を調査なさっておりますが、研究員の方々とお話し申し上げても、今日まで非常に研究費その他が出ておりませんので、自費を費して非常に熱心に協力なさっております。それから先日内閣委員会の皆さんと一緒に九大当

をはかってやること、私は当然の道ではないかと考えておりますが、この点に對しまして調達庁ではどのようにお考えになっておられるのか、一つその点明確にお答えを願いたいと思っております。

○丸山政府委員 調達庁は実はこの点の直接の損失補償の実施機関に当りますので、研究費という点までは今のところ考えておりませんが、実は今お話にありましたような九大に關しまして、来年度においては、やはり相当の騒音に悩まされておるその実情を軽減するための補償措置と申しますか、経費を差し上げるように予定しております。

○佐藤説明員 何せ木造建築に對し防音工事というものは、世界でも例がないのだそうでございます。調達庁にいたしましては大へん苦勞したわけでございまして、まず二十九年度の夏に立川で試験工事をやりまして、大体これでよからうというので、全国の十一校で施工したわけでございまして、ところが仰せのように音は確かに下りま

○河野(正)委員 私ども現地を調査しましていろいろの科学的に見て不合理な点がたくさんございまして、そういう点につきましては、おそらくそれぞれ研究機関を通じて御研究を委嘱なさっていると思っておりますが、ただいま御研究を委嘱なさっているところはどこですか、東大ですか。

○佐藤説明員 文部省に騒音対策協議会という組織がございまして、東大の佐藤教授ほかいわゆる権威と言われる方がそろっておられるわけであります。ここに御相談申し上げているわけ

○河野(正)委員 私に申し上げておりますのは、いろいろ改善していただくのはけっこうでございますけれども、改善を行なう基礎資料というものがきわめて重大である。今日まで基礎資料に不十分なものがあつたから、今日の防音その他の対策が不十分なのだ、私はこういうふうに理解するわけですが、そこで改善するということが必要でありましようけれども、それ以上に大事なものには基礎資料になる研究である、私はこういうふうに考えておるわけですが、そこで調達庁は補償すればいいということでございまして、補償けれども、むだな補償をするよりも、まずりっぱな基礎資料を作らせるといふことを先に解決して、その後には補償をするという考えの方が私はきわめて合理的だと思つております。そうしなせんと、ただいま申し上げますように、せっかく防音教室の設備をやつたけれども不十分であつたということになる。今日福岡基地の周辺の学校を見て参りますと、ほとんど不備です。私は特に医者でござ

いますから科学的立場から見ても参りま

とをいたしまして、大体満足すべき結果を得たのでございまして、それから次に換気の問題が一番大きな問題でございまして、当初の立川の実験では、これでよからうと思つたものが、実際夏場を迎えてみまると換気が不足するといふ結果が出て参りましたので、ファンの能力を増しまして、大体二つのファンをつけることとしまして、排気口も数をふやして、そして大体実験の結果、これならば大丈夫という線が出てきたのであります。その実施設計に基きまして、ことし全国に三十校くらいですか、やっておりますわけでござい

○河野(正)委員 そこでお尋ね申し上げたいのですが、今日までそういった研究機関に御委嘱願つて、そういう資料に基いていろいろな改善が加えられたものと思つて、ところがそういう資料に基きまして改善を加えられたにかかわりませず、いろいろ

○河野(正)委員 私ども現地を調査しましていろいろの科学的に見て不合理な点がたくさんございまして、そういう点につきましては、おそらくそれぞれ研究機関を通じて御研究を委嘱なさっていると思っておりますが、ただいま御研究を委嘱なさっているところはどこですか、東大ですか。

○河野(正)委員 私に申し上げておりますのは、いろいろ改善していただくのはけっこうでございますけれども、改善を行なう基礎資料というものがきわめて重大である。今日まで基礎資料に不十分なものがあつたから、今日の防音その他の対策が不十分なのだ、私はこういうふうに理解するわけですが、そこで改善するということが必要でありましようけれども、それ以上に大事なものには基礎資料になる研究である、私はこういうふうに考えておるわけですが、そこで調達庁は補償すればいいということでございまして、補償けれども、むだな補償をするよりも、まずりっぱな基礎資料を作らせるといふことを先に解決して、その後には補償をするという考えの方が私はきわめて合理的だと思つております。そうしなせんと、ただいま申し上げますように、せっかく防音教室の設備をやつたけれども不十分であつたということになる。今日福岡基地の周辺の学校を見て参りますと、ほとんど不備です。私は特に医者でござ

いますから科学的立場から見ても参りま

すと、どうしてこういう施設を作ったろうかと思ひます。たとえば換気孔を作つてやっていますけれども、実際見て参りますと、吸気孔は二つあるが、排気孔は一つだ。空気が吸い取りまされども、ちょうど教室内にエア・ボケットみたいなものができます。そこでは不純な空気がいつまでも充満してゐる。その設計によりまして、四十分から四十五分かかる換気が完全にできるといふ設計だそうでございますけれども、私たちが参りますと非常に不合理だ。これはやはり研究というものが不十分であつたために、せつかくやつたけれども非常にむだなものが出てきたといふようなことでございます。そういう意味で、いろいろの研究機関も非常に協力してくれているようにございます。私も二、三本行つてみました。九大の環境衛生学の教室からも研究に出て参りまして、非常に熱心に研究をやつておりました。こういった費用については幾らかもらつておるのかと質問いたしましたところ、一銭も出ておりません、これではどうも教室といつても研究に支障を来たすので何とかやつてくれぬだらうかといふことで、私も福岡の教育委員会に行き、九大当局も出て参りましていろいろお願いしましたが、金の出るところがない、しいてとおっしゃいますれば結局PTAあたりからでもお金を出してもらつてというお話でありました。私はとんでもない、これは単に研究いたしますその学校の問題ではないのでございます。これは全国に七百数十カ所の軍事基地があるといふことでありますが、その軍事基地の周辺にあるすべての学校の問題を解決す

る研究でございます。そういったしますと、特定の学校のPTAから金を出してもらつて研究するということではなく、それは当然国の責任において研究する問題でなからうかといふような感じが私ども強く持つて参つたわけでございます。当局もこの問題を解決しなければならぬという御熱意はあると思ひます。御熱意があると思ひますならば、その基本となる基礎研究に對しては、その熱意を示さるべきではないか、それに対する財源の捻出ができれば、当局が誠意を示して幾ばくの研究費でも捻出していただいで、そうして納得のいくような合理的な解決方法をはかつていただきたい。この点につきましては調達庁もそうでございますが、竹尾文部政務次官も一つ御答弁をお願いしたいと思います。

○竹尾政府委員 まことにござつともな御説でございます。ただばらばらに行き当りばつたりのことをやつておつてもこれは効果も上りませんし、それでは私どもの責任も果されないこととでございます。これは新しいケースにならうかと思ひますが、よく御説を拝聴いたしました。問題はやはり基礎的な研究でございますので、それをやらぬければ私もやっぱりだめだと思ひますから、そういう点は十分考慮いたしまして、御要求に應ずるよう努力いたしたいと思ひます。

なお河野さんが一番最初お話の通り、環境の問題もありまして、ただいかに施設、設備を整つておつてもそれだけでは教育の効果はもたらん上りませんので、やはり私どもはそうした基地の周辺の子供たちに対してはあたたかい気持を持つて迎へなければならぬ。や

はり物とともに心の教育をしなければならぬ、血の通つた、気持の通じた教育をしなければならぬということになりますので、そうした点はもつぱら私どもの関係でございますから、よくまた御相談をいたしまして、できるだけそういう方向に向つて進んで参りたい、こう考へております。

○丸山政府委員 河野先生の御説まことにござつとも、私も全く同感でございます。単に補償すればいいといつて済ましておくような考へ方ではないと考へて、その補償が生かされなければならぬ。生きるためには御説の通り新しい仕事であればあるほど改良の方面に研究が進んで、初めて効果が上るものと存じます。ただ調達庁の仕事の性質上、研究そのものをまともにするわけじゃございませんので、先ほど担当課長も申し上げましたように、実施とともに、研究と申しますか、あわせてやるような処置をとつてきておるのでございます。先ほど申し上げました通り、明年度において、たとえば九大等にその補償と申しますか経費がいく。これに關しましては実施とともに、幸い大学でございますのであわせ研究もお願ひできれば仕合せだと存じております。

○河野(正)委員 それは私の質問と全く意見が食い違つてゐると思ひます。やることによつて今後改善する方策を講ずるといふようなことは非常にむだがあるもので、改善するならばその改善がむだにならないような研究をやらせていただきたい、そういった意味の御要望を私は申し上げたのでございまして、今日まで行われております改善することがすなわち研究指導になる

のだといふような誤つた方策を今の答弁は一步も出ておられないわけです。私もが言ひたいことは、やつてみてこれは都合が悪かつたといふことで、次の段階ではそこを改善されること、そういうことには非常にむだが多い、そこで少くともやるならもつと基礎的な研究といふものを十分やつて——實際やれるのです、私もが現地を見て非常に簡単なことがたくさんあるのです。東大の研究基準としてやられたといふ話も聞いて参りましたが、東大の皆さんはどうしてこんな非科学的なことをやられたのだらうと思つておる。私自身も現地を見てそう感ずるところがたぐさんあるのです。それでですから今申し上げましたように、何らかの研究助成をやらねばならぬと合理的、科学的な十分な施設がむだを省いてできると思ふのです。そういう意味で、今後改善されるならばその改善というものがむだにならないように、完全なものができるような基礎になる研究に、もつと熱を入れるべきではなからうか、もし学校に對します当局的熱意があるといひますならば、その基礎になる基礎研究にもつと力を注ぐべきではなからうかといふ要望を申し上げたわけでありまして、ところが今の御当局の答弁を承つておりますと、旧態依然として改善するのだ、改善することによつて今後研究をやるのだといふことですが、それでは非常にむだが多い。そういうむだを作らぬためにもつと基礎になる研究に力こぶを入れるべきではなからうかといふ意味での御答弁をお願いいたします。

○竹尾政府委員 ごもつともなこととでございます。河野さんのお考えのよ

うな基礎的研究をとにかくやらなくてはいかぬと私どもも考へております。し、これをやるとなればやはり文部省が主体となつてやるべき分野が相当多いと思ひます。私が先ほど申し上げました通り、何しろ新しいケースにならうかと思ひますので、十分力を入れまして御要望に應ずるような処置を講じてみたいと思つておりますので、御了承願ひしたいと思います。

○丸山政府委員 今文部次官も申されました通りで、研究の問題についてはよく文部当局と打ち合せの上処置いたしたいと思ひます。

○佐藤委員長 他に御質疑もないようでございますので本日はこの程度にとどめ、次回は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散會いたします。
午後一時十五分散會

昭和三十一年三月九日印刷

昭和三十一年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局